

岡崎市消防支援隊設置細則

岡崎市消防本部

（趣旨）

第1条 この細則は、岡崎市消防支援隊設置要綱第11条の規定に基づき、岡崎市消防支援隊（以下「支援隊」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 心身とも健康でかつ支援活動が可能であると認める年齢は、概ね満65歳以下とするものとする。

（登録）

第3条 支援隊員の認定については、市内在住者を優先し、各消防団管内10名程度を目安に登録するものとする。

（標示）

第4条 支援隊員である旨の標示は、次のとおりとする。

- (1) ジャンパーの左胸及び背面に「岡崎市消防支援隊」の反射式文字を付す。
- (2) ヘルメットの正面に「消防章の中央に消防支援の文字」の反射式マークを、左右側面に「岡崎市消防支援隊」の反射式文字を付す。

（事務）

第5条 支援隊における事務は、次の各号によるものとする。

- (1) 元消防職員の支援隊登録対象者の選出
- (2) 元消防団員の支援隊登録対象者の選出
- (3) 災害補償に関する事務
- (4) その他支援隊に関すること

（防災研修会）

第6条 支援隊員は、消防本部等の防災関係機関が開催する防災研修会（地域総合防災訓練等）に年1回以上参加するよう努めるものとする。

（その他）

第7条 支援隊員は、設置要綱第5条及び第6条に定める事項について、自主的な地域支援を求められる場合は、事務局に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。